

仕 様 書

1 件名

令和7年度「日本各地とのインバウンド誘客促進事業」に係るオンラインプロモーション業務委託

2 目的

東京都は、別紙1「東京と各地方の連携によるインバウンド誘客促進事業」（以下「各連携事業」という。）のとおり、日本のゲートウェイである東京が各地方と連携して、東京を起点として日本各地を周遊する観光ルートを軸としたプロモーションを展開することで、東京都と日本各地双方の強みを活かして新たな魅力を海外に広く発信し、連携地方の海外における認知度の向上と外国人旅行者の誘致を促進している。

本事業では、欧米豪の各国から東京及び連携する各地方への訪問を促すため、各連携事業のWebサイト（以下「各地方サイト」という。）及び全国各地の情報をまとめたプラットフォームサイト（以下「地方連携サイト」という。）への誘引を図るオンライン広告を実施する。また、各連携地方の魅力の訴求・認知拡大を目的として、海外の有力メディアに記事広告を出稿する。さらに、訪都外国人旅行者に対する各連携地方の認知拡大・送客促進を図るため、ジオターゲティング広告及び記事広告を実施する。

3 契約期間

令和7年4月11日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

5 全体運営

(1) 全般について

- ・連携先地方：東北、中国・四国、九州、北陸、東海、近畿の6地方
※連携している地方自治体及び民間企業等は別紙1のとおり
- ・実施概要：オンライン広告、記事広告及びジオターゲティング広告
※詳細は「6 委託業務」のとおり
- ・使用言語：配信対象国に適した言語

(2) 実施体制等について

- ・東京都及び各連携地方に対する外国人個人旅行者の認知度及び来訪割合等、インバウンドの現況を十分に踏まえた上で事業を遂行すること。
- ・事業の実施に当たっては、東京及び連携地方双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ運営すること。
- ・各連携先における実施内容に偏りが生じないように留意すること。特に広告投下経費は同一地方内の各自治体間で同額とし、掲出予定期間内で未消化にならない運用を工夫すること。
- ・持続可能な観光の在り方を念頭に置いて実施すること。
- ・事業実施に際して必要となる連携先への確認・連絡・調整を行うこと。
- ・各連携事業のWebサイト運営事業者と必要な調整・連携を行うこと。
- ・広告配信用のクリエイティブ及び記事は、事業全体において効率的且つ効果的に準備、活用すること。

- ・写真利用にあたり、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、委託料に含めること。
- ・各広告媒体掲出先のポリシーや規定等に適した対応を行うこと。また、媒体のガイドラインの更新等、最新情報を収集し、TCVB に適切に共有すること。
- ・各言語でキャッチコピー等を作成する際は、原則として、十分なスキルのあるネイティブのコピーライターを起用すること。困難な場合は、複数人による翻訳のネイティブチェックを行い、ネガティブに受け止められる表現にならないよう細心の注意を払うこと。
- ・業務の詳細について、月 1 回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- ・各業務実施完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

6 委託業務

(1) オンライン広告

以下の 6 つの各地方サイト及び地方連携サイトを誘導先としたオンライン広告を実施すること。具体的な誘導先及び広告手法は、ア～ウのとおり。

なお、広告配信に際して、令和 8 年 2 月末までの配信完了を目途として、各地方あるいは対象市場ごとに最適な掲出時期を設定すること。

① 既存の 4 つの各地方サイト：東北、中国・四国、九州、北陸地方

「TOHOKU x TOKYO」 <https://www.tohokuandtokyo.org/>

「CHUGOKU+SHIKOKU x TOKYO」 <https://www.chushikokuandtokyo.org/>

「KYUSHU x TOKYO」 <https://www.kyushuandtokyo.org/>

「HOKURIKU x TOKYO」 <https://www.hokurikuandtokyo.org/>

② 令和 7 年度新規作成予定の 2 つの地方サイト：東海、近畿地方

「TOKAI x TOKYO」：連携先は東海 4 県と 2 市、交通事業者を想定

「KINKI x TOKYO」：連携先は近畿 3 県と交通事業者を想定

③ 地方連携サイト

「Tourism of ALL JAPAN×TOKYO」 <https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/>

(日本語及び英語)

ア バナー広告

(ア) 上記①の既存の 4 つの各地方サイト内に掲載中のルートページに誘導する広告配信

- ・誘導先として設定するルートページ：26 本（1 自治体 1 本。TCVB が指定する。）
- ・バナー広告デザイン：東京と各自治体双方の魅力を訴求できるデザインとすること。
- ・ターゲット層及び市場：別紙 2 「各自治体の対象市場一覧」の各自治体第 1 希望の対象国における訪日・訪都旅行検討層

(イ) 新規で作成するルートページに誘導する広告配信

- ・誘導先として設定するルートページ
 - a) 上記①の既存の 4 つの各地方サイト内に新規で作成するルートページ 4 本
 - b) 上記②の新規作成予定の 2 つの各地方サイトに掲載するルートページ 2 本
- ・バナー広告デザイン：東京と各地方双方の魅力を訴求できるデザインとすること。
※上記 a)b) は 1 地方 2 自治体程度を周遊するルートとなる想定
- ・ターゲット層及び市場：米・英・豪の 3 か国のうち、TCVB より別途指定する 2 か国程度における訪日・訪都旅行検討層

(ウ) 地方連携サイトに誘導する広告配信

- ・誘導先：上記③の地方連携サイト内において、ターゲットの設定に適したページを選定して配信すること。
- ・バナー広告デザイン：上記の誘導先のページに適したデザインとすること。
- ・ターゲット層及び市場：欧米豪及び日本

イ 各地方サイトトップページに誘導する広告配信

- ・誘導先：上記①②の各地方サイトトップページ
- ・ターゲット層：欧米豪を中心として本事業目的を踏まえたターゲットを設定すること。
- ・広告配信方法：Instagram等のSNS広告（静止画または動画等）や、東京と各地方双方の魅力を訴求できるデザインのバナーの作成など、ターゲット層に対して、効果的に東京と各地方の魅力の訴求、旅行への意欲を喚起する広告配信を行うこと。

ウ PR映像を活用した動画広告

- ・誘導先：以下の4地方サイトの動画ページ
東北地方：<https://www.tohokuandtokyo.org/adventure-wellness/>
中国・四国地方：<https://www.chushikokuandtokyo.org/adventure-wellness/>
九州地方：<https://www.kyushuandtokyo.org/adventure-wellness/>
北陸地方：<https://www.hokurikuandtokyo.org/adventure-wellness/>
- ・使用するPR映像：令和4年度に東京都及びTCVBが制作した5地方（東北、中国、四国、九州、北陸）の各4テーマ、合計20本。30秒版。
※PR映像データはTCVBよりMP4にて提供する。
- ・広告配信方法：YouTube等、発信力、影響力、拡散力のある動画サイトにおいて配信すること。映像の内容及び本事業目的を踏まえてターゲット市場・層を設定して配信すること。

(2) 海外の有力媒体における記事広告

欧米豪において、観光PRに適した有力な媒体で記事広告を作成・掲出すること。
紙媒体、オンライン、テレビ等、本事業目的を踏まえて最適な媒体及び掲出方法を選定すること。

- ・記事内容：東京と6つの各連携先地方との周遊をテーマとすること。
6地方すべて同一の媒体への掲出を前提とした構成とすること。
出稿ボリュームは各地方それぞれ同等程度とすること。
各地方記事において、別紙1の各自治体及び交通事業者を個別にとりあげることとし、それぞれの露出についてもバランスを図ること。
- ・ターゲット層及び市場：欧米豪の訪日関心層
- ・バナー制作：記事広告掲出後、6(1)①②の各地方サイトに当該記事へのリンクバナー掲載に当たり、バナーデータをデザイン・制作して納品すること。

(3) 訪都外国人旅行者に対するジオターゲティング広告

(ア) 東京都内を旅行中の外国人旅行者に対して、連携先地方の認知向上を図るため、位置情報を活用したプッシュ型広告を配信すること。

(イ) 実施にあたり、各自治体との調整や内容の確認等を行うこと。

- ・誘導先：28の連携先自治体のオウンドメディア ※九州地方は対象外
(1自治体1Webサイト。TCVBが指定する。)

- ・ターゲット層：欧米豪を主とした訪都外国人旅行者
(英語を使用する外国人)
- ・発信内容：ターゲット層に対して、上記オウンドメディアに効果的に誘導できるデザイン及び内容を工夫すること。
- ・位置情報測定における設定言語：英語を想定。ターゲット層に対して効果的な言語の提案も可とする。
- ・広告表示回数：1自治体あたり5千回以上
- ・広告配信場所：23区内の外国人旅行者がよく訪れる施設周辺等を選定し、効果的に配信すること。

(4) 訪都外国人旅行者に対する記事広告の掲出

外国人旅行者の閲覧頻度の高い紙媒体に記事広告を掲載すること。実施にあたり、各自治体との調整や内容の確認等を行うこと。

- ・ターゲット層：欧米豪を主とした訪都外国人旅行者
- ・配布場所：宿泊施設、飲食店、空港等ターゲット層の閲覧頻度の高い場所。ターゲットに訴求するのに適切な場所を提案すること。
- ・媒体：英文の主要な雑誌媒体を想定。配布状況等を踏まえて選定すること。カラー(4色)刷りが望ましい。
- ・配布部数：各地方3万部以上
- ・発信内容：東京と4つの各連携先地方(中四国、北陸、東海、近畿)との周遊をテーマとすること。
4地方すべて同一の媒体への掲出を前提とした構成とすること。
必要に応じて、地方ごとに発行を分けることも可とする。
- ・掲載内容：以下の内容を含むものとする。
 - ・観光スポットなどの情報
 - ・東京から各道府県へのアクセス情報
 - ・別紙1に記載の交通事業者のお得なパス等の紹介
 - ・連携先自治体や交通事業者のオウンドメディアのQRコードやURL
- ・その他：誌面において、発信内容に応じて十分な掲載スペースを確保すること。
紙媒体における掲出に加えて、オンラインメディアにも掲載される場合は、各地方サイトにおいて当該記事へのリンクバナーを掲出するため、バナーデータを作成すること。

(5) 効果測定、分析、報告及び改善策の実施

ア オンライン広告及びジオターゲティング広告

広告のPV数、誘導先ページへのアクセス数(クリック数)、誘導先ページの閲覧(滞在)時間等の適切なKPIを設定し、毎月達成状況を報告するとともに、分析及び配信方法の最適化を行うこと。

イ 海外メディアへの記事広告

記事広告のPV数、閲覧(滞在)時間等の適切なKPIを設定し、KPIの達成状況を毎月報告するとともに、分析及び可能な範囲で改善を図ること。

ウ 訪都外国人旅行者に対する記事広告

紙媒体の発行部数及び配布部数、オンラインメディアにも掲載する場合はPV数、広告を実施する場合は表示回数、誘導先ページへのアクセス数(クリック数)及び閲覧(滞在)時間等の適切なKPIを設定し、KPIの達成状況を毎月報告するとともに、分析及び可能な範囲で改善を図ること。また、読者の感想や意見を収集し報告すること。

エ 事業全体の報告

適宜、定例会を実施し、事業全体の進捗を報告すること。
事業全体実施完了後に、全体報告書を提出すること。

(6) 会議開催関連業務

各地方自治体等との会議（各地方年2回開催予定）に際し、本事業に関する事業内容や経過報告等の資料作成を地方ごとに行うこと。また、TCVBの求めに応じ、春頃に開催される会議に同席し（地方別開催。各回1～1.5時間程度想定）、参加者からの質問等に回答すること。

※開催日及び資料詳細については、別途TCVBより連絡する。

※状況に応じて、開催方法や回数が変更となる場合がある。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

TCVB所定の「委託完了届」を提出すること。（別紙3）

イ 成果物

・事業全体の報告書データ

A4版、横書きカラーで作成の上、電子データをCD-RまたはDVD-Rで1枚納品すること。

・制作したクリエイティブデータ及び二次使用について整理したリスト（データ）

・掲出された記事広告等すべてのクリッピングデータ及び紙媒体

・連携先自治体との会議資料（各地方、年2回想定）

(2) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後のTCVB担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は、連携先の自治体等から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、上記「8 第三者委託の禁止」の記載に則って、TCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

上記8によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」(※1)及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」(※2)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」(※3)に定められた事項を遵守すること。

※1 : https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf

※2 : https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf

※3 : https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)に定められた事項を遵守すること。

※4 : https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyouso.docx

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

- ・TCVB 職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (4) 本事業の遂行にあたり「8 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託する事業者においても、当該事業者が個人情報を取り扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) が望ましい。

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1.2 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (2) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。
- (3) 天変地異、政治・社会情勢の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合、契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途その内容に則って代金を支払う。
- (4) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報 (受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等) を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先 : 公益財団法人東京観光財団
観光事業部 大塚、川上
電 話 : 03-5579-2683
e-mail : k.otsuka@tcvb.or.jp